

平成 24 年度新宿区外部評価委員会第 1 部会

第 11 回会議要旨

<開催日>

平成 24 年 10 月 5 日（金）

<場所>

区役所本庁舎 6 階 会議室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

加藤部会長、小池委員、野澤委員、福井委員、藤野委員

事務局（3 名）

山崎行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

<開会>

1 個別目標評価について

【部会長】

では、始めさせていただきますと思います。

本日は、前回に引き続きまして経常事業評価の取りまとめを行うことになっています。

その前に、ここまで手をつけていなかった個別目標というものがございまして、その個別目標の評価につきまして、どのようにまとめていくかについて協議を行うこととなります。

まず、事務局からご説明いただきたいと思います。

【事務局】

区の計画の構成として、基本構想がありまして、6本の柱からできています。それに基づいて総合計画をつくっています。総合計画というのは、平成20年から29年までの目標を立てたものですが、その中に個別目標、その下に基本施策があります。その下に、皆様に評価していただいた第一次実行計画があつて、他に今回まとめていただいている経常事業がある。こういう構成になっております。ですから、個別目標というのは、計画事業や経常事業を束ねたものと理解してください。

その評価を今年はするということですが、これまでの経緯としまして、21年度、22年度は個別目標の内部評価を実施してまいりました。ただし、22年11月の外部評価委員会の答申において、個別目標の評価については、「個別目標に含まれる計画事業と経常事業の進捗状況を踏まえる必要があるが、全事業を毎年評価できないことから、少なくとも実行計画の最終年度の翌年度に、計画期間の計画事業の進捗状況を踏まえた評価をすべきである」という意見が出ました。それで昨年度は個別目標の評価をしていない状況です。今年は第一次実行計画の最

終年度の評価を行いますので、個別目標を評価する必要がある、そういう経緯がございます。

個別目標の内部評価はどんなものかということでお話ししますと、計画事業の評価を行った後に、個別目標を構成する個々の計画事業の内容を分析して、それで個別目標の目的や方向性に対する達成度といった点から評価を行い、今後の方向性を見直しや改革方針を整理しています。

実際、個別目標には経常事業も含まれてきますけれども、内部評価は、計画事業をとらえて分析して評価している。内部評価はそういう形になっております。

では、個別目標の外部評価についてはどうなのかという経緯をお話ししますと、第1期の外部評価委員会でも、その重要性を認識して評価の方法を模索してきたところですが、個別目標は10年の成果指標が示されている。先程申し上げたとおり総合計画は20年から29年までの計画ですから、10年間の計画です。けれども、各年次の目標がない。それから、客観的な評価が難しい。計画事業と経常事業、両方含まれている。そういうこともありまして、過去においては21年度に各個別目標評価に対する意見ということをもとめた形になっています。

22年度は個別評価に対しての意見は記載しておりません。そういう経過があります。

【部会長】

今年度は外部評価委員会の初年度ということで、経常事業評価も新たに始まったということもあります。今ご説明いただいた個別目標評価について、改めて委員会で議論するところまで至らないできているというようなご説明だったわけです。今年度につきましては、外部評価の報告書に個別目標について意見を記載した、21年度の報告書の形式に準じた形として、これまでの計画事業評価をベースに事務局とともに部会長の案を策定いたしまして、次回の全体会で皆さんにお諮りするという形で進めたいと思いますけれども、それについていかがでございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきたいと思います。

【事務局】

個別目標の内部評価で、「基本的考え方」というのがありますね。ここまでは、平成20年度に確定している内容です。20年度にこういう考え方に基づいて29年度までやっていきますということを計画として策定していますので、ここの部分については今の段階ではどうやっても変えられないのです。

【部会長】

「基本的な考え方」は総合計画に書かれていることなので、これはもう修正は当然できないということですね。

【事務局】

できないのですけれども、こういう評価をしたときに、評価結果をどこへどう反映させるのか。計画として議会も認めている。区としても10年間スパンで考えている。それに対して外部評価委員会がどういう立場で、どのように意見をつけるか、評価をするのかということから議論をしていかなければいけないという話になりまして、そういう議論をしていく中で、客観

的に評価するための材料が足りないということもあるし、計画をつくったときは評価のことまで実は考えていなかったのです。ただし、計画をつくる段階ではこれで承認を得ていますから、これは変えられないということです。

【部会長】

この成果指標は、誰がどのようにつくったのですか。

【事務局】

これは最初に計画をつくる段階で定めたものです。各部がつくっています。

これは基本目標、個別目標でもってつくってありますから、部がまたがったり、課がまたがったり、事業がまたがったり、組織とは違うくくりで計画がつけられています。その取りまとめしていく段階で、この個別目標の取りまとめ部を決めて、そこが調整をして、成果指標を出してくるというつくり方をしています。

【部会長】

評価をしようというときは、この成果指標を見て評価をしようということだったのですか。

【事務局】

はい。4つの視点、総合評価や協働の視点というのは、この個別目標がつけられた後、行政評価をどうやってやっていこうかというときに初めて新宿区としてつけられてきたのです。それまでは、全く別の評価手法を使っていました。それを、外部評価を導入する段階で、今のよう形に変わってきたという経緯があります。どちらかという、個別の事業を評価することを目的とした評価手法で今やっていただいている。それが計画事業評価です。

また、今回経常事業評価もやっていただいています。経常事業評価を初めて実施するにあたり、前期の委員の方々にご意見をいろいろいただきながら評価の仕組みをつくってきたわけです。同じように個別目標も第1期で評価しようとしたのですけれども、今ご説明申し上げた経緯でできなかったわけです。

【部会長】

では、個別目標について、外部評価委員会としては意見をまとめましょうということですね。

【事務局】

そうですね。評価のためには個別の計画事業がどうなのかということになってくるわけです。外部評価委員会としては計画事業評価をやっていただきましたので、その計画事業評価の一つ一つの事業の評価結果、これに基づいて個別目標について全体としてどうだろうかというような意見は言えるかと思いますが、その一つ一つの事業が、一つがよくて一つが悪いとか、三つよくて一つ悪かったときに、この個別目標は達成できているのか、できていないのか、どうやって客観的に判断するのかということになっていってしまいます。

そこでどう評価するかということになったときに、外部評価委員会がそこでこれはおかしいと評価しようとするれば、それなりにもっと時間をかけて実態をしっかり把握しなければいけない。そこまでやっている時間はないのに、評価をしてしまうことはどうなのかという疑問もあるわけです。そういうところで、今回は、既に評価をした計画事業の個々の評価結果に基づい

で判断した意見という形で、評価したのだらうと思います。

【部会長】

わかりました。皆さん、おわかりになったでしょうか。質問はありますでしょうか。

【委員】

その計画事業評価にプラスすることを言っではいけないということですよ。

【事務局】

そういう前提は多分あるのだらうと思います。というのは、個別目標をどう評価するかという手法が確定していないので、いいとか悪いとか言えないと思うのですけれども、少なくとも計画事業は評価していますので、計画事業の評価の結果を踏まえた形で記載することになるかと考えます。

【部会長】

21年度は、計画事業を評価したものをまとめて、個別目標の内容と照らして整理してまとめたであるということになるわけですか。

【事務局】

過去は計画事業評価に基づいて、各部会長に一させていただきますが、今回も同じ進め方をさせていただきますと思います。

【部会長】

なるほど。ということのようですね、よろしいでしょうか。

では、そのように進めさせていただきますと思います。

2 経常事業評価について

【部会長】

では、2番目の議題ということで、今日の本題に入りますけれども、前回に引き続きまして経常事業評価、残ったものについて取りまとめを行いたいと思います。

では、387番「安全で安心して暮らせるまちづくりの推進」ですけれども、④の目的または実績の評価のところ、「適当でない」というご判断をいただいております。

ご説明いただいているのですか。

【委員】

はい。防犯カメラを設置しているところは、すごく適切に効果が得られるようなお話を聞きました。申し出があるところに関しては適宜設置しているようですが、結局申し出がないところは設置がされないということですが、要請がないところの方が危険が大きいのではないかと、その申し出制というのに疑問を感じました。説明を聞いたときに、危ないところほど野放しにされていると思いましたので、反対意見になりました。

【事務局】

もし、そうだとすると「手段の妥当性」かもしれないです。

【委員】

そうですね。良いところはどんどんよくなっているけれども、良くないところは良くなっていないと思いましたので。

【部会長】

ちなみに、その他の意見のところ、私も申請によっているので、もっと効果的な設置を検討してほしいみたいなことを書いている。内容的には同じようなことです。

他の委員も同じ意見ですね。

【委員】

例えば治安が余りよくないと思われる地域に対して、積極的に区が働きかけて申請をしてもらうような、そういう働きかけをやるべきではないのかというような感じではどうでしょうか。

【部会長】

そうですね。積極的に働きかけというコメントですね。

【委員】

防犯灯や防犯カメラをつけているところも、反対している人は一部いるのです。

【部会長】

設置するときに。

【委員】

はい。だから、地域の人がオーケーを出した中でやっていかないと、多分区がカメラをつけますよと言ったら、恐らく全員が反対かもしれないですね。

【委員】

難しいですね。

【委員】

個人のプライバシーというところにいってしまう、そのように言われてしまうので。

【委員】

すごく気になさる方もいらっしゃいますからね。

【委員】

余り言えないわけですね。積極的に。

【委員】

区がそのような事業をやっているということを知らない人がいるわけです。

【委員】

そうですね。

【委員】

地域の人で情報を得られれば防犯カメラの話題が出るけれども、それをも知らない人がいるので、そういうことを啓蒙してほしいということですね。

【部会長】

表現としてそのような形にするとして、そうすると、その他の意見として入れるのか、それとも手段の妥当性のところに入れ込むのか。

【事務局】

これは、積極的な設置に努めるというのは、難しいかもしれません。こういうものがあるということを積極的に区がPRしていく必要ではないでしょうか。

【部会長】

PRに努めるということをその他の意見で書くということですね。
では、評価のところは全部「適当である」ということでいいですか。

【委員】

はい。

【委員】

危険度というのは住んでいる人が一番よくわかるので、認識している部分もあります。
ですから、PRをしていくといいです。

【委員】

そうすると、次の課題になって話題になり、問題も提起されるのですよね。

【部会長】

そういうふうに、その他意見のところに書かせていただいて、応援ということですね。

【委員】

私の地域は、またさらにカメラを増設するのですけれども、それにも助成してほしいです。

【委員】

一度助成を受けたところにはしてくれないのですか。

【事務局】

ここは、いわゆるカメラを設置した方が効果があると思われる、そういう場所について、適所に設置をしていくというようなことと、再度整備をする場合においてもよりきめの細かい、対応ができないかどうか検討を望むみたいな感じでしょうか。

【委員】

はい。

【部会長】

では、PRの話と、効果があると思われる場所についてという話と、その再度の助成の話をその他の意見として入れる。

【委員】

多分、区としてはPRに関しても一応しているとは思いますが、1か所がやることによって、近隣の他の地域もやりたいという形にはなってきているのです。

【委員】

そうですね。モデルになっているということですよ。

【委員】

もっと細かく言うと、カメラに対する知識が非常に低いものだから、非常にお金をかけて設置しているところもある。だから、行政側ももっとアドバイスをしたいけれども、あまり立場

として言えない。ここのを使いなさいとは言えないというようなことがあるらしいのですけれども、もう少し無駄遣いをしないでいけば、もっと安くできる。製品について勉強しないと損ですから、設置する側がもう少し勉強してほしいかなと思うのですけれども。

【事務局】

この防犯カメラについては、既に評価していただいた計画事業48番「安全で安心して暮らせるまちづくりの推進」の中で、1回意見として出ています。それで、經常事業評価に入れるか計画事業に入れるか、後で検討させてくださいというので保留になっていたのですが、こちらの經常事業評価の方に移すということによろしいですか。

【部会長】

わかりました。では、その次にいきたいと思います。389番「民有灯及び商店街灯の支援」ということで、これは意見が分かれています。その他意見のところへ幾つかございますけれども、目標をもう少し具体的に設定してはどうか、というご意見については。

【委員】

大体申告制のものですよね。すべてが申告制なので、目標は立てられないものだとは思いますが、要望に応じてということですから具体的に設定できないという気がします。

【部会長】

要望に応じて、それに対する補助の事業ですね。

【委員】

この意見は削除して良いです。

【部会長】

削除ということですよよろしいですか。その次のご意見はどういうことでしょうか。

【委員】

これは具体的に、例えばいろんな形で測定できると思いますけれども、地上1mぐらいで何ルクスぐらいあるということを目標にしてないのですか。科学的にここに付けるとか。

【事務局】

平成20年度から22年度に老朽化、照度不足による3,000基について照度を20ワットから32ワットに上げる集中改修を行ったと書いてあるので、そういうことをやっていると思います。

【委員】

やっていると思います。それだけれども、まだ暗いところが残っている。

【事務局】

そうですね。一斉改修したとき、民有灯の調査をして、それを基にやったということになっているので、そういったところは解消したと見ていて、そのときの調査から、調査基準で漏れたものがあるので、それについて個々にやっていきますということが書いてあります。

【委員】

電気の取り替えは区に連絡するとやってくれるのですか。

【事務局】

やってくれるようになっていきます。

【委員】

もう一つは町会で各電気屋さんをお願いしています。

【委員】

もうやってくれるようになったのです。

【委員】

そういうふうにして全部区がやって、どこもかしこもぴかぴか明るくなるのは、いいことなのでしょうか。ヨーロッパのまちなんて真っ暗ですよ。

【事務局】

住民の方からお声を上げていただくのが一番いいわけです。これは町会などをターゲットにしていますから、あまりPRしなくても実はいいのではないかなという気がするのですけれども。どうでしょう。

【委員】

明る過ぎると思います。カメラはいろんなところにあるし、明るいし、一体日本のまちはどうなってしまうのだらうかと思います。

【委員】

まだまだ暗くて見えない危険な場所もあります。そこは街灯がないのです。

【委員】

そういう必要などころには、私道で民有等であれば町会に要望して設置したらと思います。

【委員】

それで問題ないですね。

【部会長】

では、PRはなしということによろしいですね。その次のご意見は。

【委員】

これはLEDの設備投資をしてコストを下げた方がいいですということです。

今蛍光灯がついているのですけれども、これからは、蛍光灯はLED化に。

【事務局】

以前、補助事業としてこの事業を評価したときに、外部評価委員会で、エコロジー対応してくださいという意見をつけたのに対して、今は蛍光灯で省エネ型みたいなタイプを設置しているのだけれども、技術の進歩もありますので、エコロジー化はこの先も検討していきたいということでした。多分そういうことはベースにはあると思うので、外部評価で書くことで背中を押すということにはなると思います。

【部会長】

それを、その他の意見のところにもまとめて書いていただくということですね。

では、次にいってよろしいでしょうか。470番「自転車等利用環境の整備促進」ですね。

事業の方向性について「適当でない」というご意見が出ているのですけれども。

【委員】

継続ではなく拡大してほしい、もっと積極的にやってほしいということです。

評価は「適当である」で、もっと拡大してほしいということです。

【事務局】

これは平成23年度に始まった事業で、まず委託をかけて自転車道を整備できるかどうかという調査、あとは啓発です。

【委員】

歩行者との事故が頻繁になってきたので、国で自転車は自動車、軽自動車並みだということが大きうたって積極的に車道を走れというようなことをPRしている。自転車は歩道を走っているときも邪魔にされて、今度は車道を走っていると車に邪魔されるという形になって、自転車の走る場所もなく、あるいは、マナーが悪いからと言われて、どうしようもないところがあります。だから、もっと事故が増えてきてしまうのではないかと思うのです。今は徹底される途中だから何ともないけれども。

【委員】

今のだと問題が大き過ぎて、評価ができませんよね。

【事務局】

今後その調査をかけた後、何らかの整備計画が多分できてくると思います。だからしっかりやってくださいというようなイメージの言葉でいかがですか。

【委員】

そうですね。これについては結論が出ないし、多分試行錯誤していくしかないと思います。

【部会長】

では、事業の方向性のところに書いて。

【委員】

神楽坂の方も自転車が車道を走ると、車が停まってしまいます。

【委員】

運転していると。本当に危ないですよね。

【委員】

自転車の死亡事故は結構多いそうですね。

【委員】

ぶつけられた歩行者が亡くなるケースもありますよね。

【事務局】

ここの書き方としては、マナーをしっかり守らせるような啓発活動というのが、今は必要ということでしょうか。

【委員】

そうですね。

【事務局】

放置自転車についてのご意見は、この事業ではなく放置自転車対策の方でよろしいですか。

【委員】

はい。

【部会長】

では、それでいいですか。

では、その次、472番「みんなで進める交通安全」です。これはすべて「適当である」になっていまして、その他意見のところ、これは、どういうご意見でしょうか。

【委員】

これは、7つの予算事業に分かれて細分化されています。

それで、交通安全週間のときにテントが張られ、パレードとか、ああいうものは慣例的にやられているだけで、本当に効果があるのかなと思います。今どきパレードして誰が実感するのかなとか、そういうふうに思ったので。事業が細分化されていて、それぞれ一生懸命やっているのですけれども、2つぐらいのくくりにしてやったらどうなのかと思いました。

【事務局】

細かくやることによって、必ずそれをやらなければいけないとなってくるのです。確かにおっしゃるように、まとめてやると効率的にできるかもしれない。パレードは縮小していきながら、他のところに金をかけるということがやりやすくなる、その兼ね合いですね。

ある程度事業を集約して必要などところに効果的に事業を推進していく必要があるのではないのかという言い方はできます。ただし、事業助成が入ってくるので、これは何かと一緒にというのは難しいかもしれません。総論で言えば、細かいことはあるけれども、効果効率的に事業を推進するためには、もう少しまとめた方がいいのではないのかという言い方で意見としてまとめることはできると思います。

【委員】

テントを建てたから、見通しがきかなくなって今度左折が難しくなったということもあります。そういうこともあるので、交通安全週間だとか、交通安全だというPRの仕方を変えていってもらえば。

【委員】

テントが建っていると、注意して運転しようと思いますので、効果はあると思います。

【委員】

私も運転をしているとき、気がついてスピードを緩めようとか思うことはあるので、全部効果がないということはないと思います。

【委員】

でも、見えないのは危険だから、危険なところにテントを建てるのはおかしいですよ。

【委員】

学校でスタントマンや何かを使ってやっている授業がありますね。ああいうものをもっと膨らませていって、テントというのは2週間用心しようぐらいのものですが、それよりももっと

根本的な面での交通安全指導というのをできないものかなと思います。

【委員】

この交通安全の指導というのは、だれが最終的には責任をとるのですか。

【事務局】

これは警察が主体的にやるけれども、区も協力してお金を出しているという事業です。

【委員】

結局、警察が決めていて、区はそれに沿っているのであれば、勝手に縮小しろとは言えないですよ。

【事務局】

7つの予算事業のうち、特定の事業に着目して、もっと積極的にやっていっては、というような書き方でどうですか。事業を組み変えろというのは難しいかもしれないです。

違法駐車防止対策協議会は、24年度からは交通安全協会と一緒にになりました。

2年前の補助事業評価のときに、外部評価委員会で意見が出て、所管もその認識があつて、一緒の方向で進めてきて、24年をもって、ということです。

ということで、ここは子どもとか、いわゆる交通弱者といわれている人に対しての区が行える活動、例えば学校を対象としたらスタントマンの、そういうものについてより積極的な推進をしてもらいたいというような形でしょうか。

【委員】

そうですね。交通安全教育ですね。運動ではなくて。教育に力を入れてほしいと。

【委員】

この交通安全協会の活動についても、恐らく何か力の入れ方とか、頻度とか随分違いが出てくると思いますが。

【事務局】

従来は団体補助でしたが、新宿区では団体補助は止めて、活動に対する補助に切り替えましたので、支出は限度額いっぱいと同じかもしれませんが、中身のチェックはしています。

【委員】

それでは、限度額があるけれども、今回は50万円でもいいとか30万円でもいいという申請ではないのですか。

【事務局】

積み上げをしているのです。何に幾ら、何に幾ら、その何分の一補助になっていて、それが限度いっぱいになっている。

【委員】

限度を超えているから限度額までと、なるほど。

【事務局】

限度額いっぱい、結果的に毎年各団体同じ金額、同じという形になっているものです。中身を見ると、どういう活動に幾らという明細が出ているはずですよ。

予算事業シートの事業手法というところに、①交通安全運動に関する事業が補助率2分の1、限度額39万円。②の交通安全パレード、安全のつどい等の啓発事業、補助は全額で限度額は15万円、計54万円ということで、項目と限度額と補助率があるので、各団体に毎年何もしなくても自動的に交付しているというのではないということです。

【委員】

そうすると、54万円の理屈はどこかから出ているのですか。

【事務局】

活動実績を、最終的には報告をいただいているはずですが、事業補助に切り替えているので、その報告に妥当性がなければ、当然監査も必要ですから。

【委員】

わかりました。

【委員】

パレードって効果があるのでしょうか。

【部会長】

ずっとやっているから、そんな気もします。

【委員】

もう少し効果ということを考えないとね。

【委員】

でも、一応啓蒙活動にはなっているのではないですかね。

【事務局】

書き方としては、より効果的な事業による経費の支出に心がける必要があるということはあると思います。

【委員】

そうですね。

【部会長】

では、それでよろしいでしょうか。次よろしいですか。500番で「道路を活用したオープンカフェ」。この事業も意見の相違はなく、協働のところでご意見がありました。

【委員】

これは、もう少し企業とコラボをしたり、新製品のPRの場所にしたり、そのようにすればもう少し収入も出るだろうし、いいのではないかと思います。

【事務局】

次のご意見は、確かに、モア4番街ってどこなのかともう少しPRしないと、だめかもしれないですね。

【委員】

人を呼ぶためには、日付と場所と内容が必要なので。

【事務局】

そうですね。モア4番街をどうやって認知してもらえるかということが必要でしょうという
ような意見ですよね。

【委員】

はい。だから実績をつくっていかなければならないので。

【委員】

東口からモア4番街に入るところに、大きい液晶ができました。ここがモア4番街ですという
ような、明示するものが新たについたのです。つくりつつやっていると思うのですが、
知らない人は何がついているか全然気がつかず通り過ぎてしまうかもしれないですね。

【委員】

でも、いい場所ですよ。

【委員】

駐車も排除することができるしね。歩道を歩く人にとってはいいと思うけれども。

【委員】

すごくいいですね。

【事務局】

では、こういう試みはいいから、この場所や内容をもっと積極的にPRしていくという、そ
ういうような形でよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【部会長】

次です。156番「図書館の管理運営」ですね。これも意見が分かれていなくて、その他の意
見が出ています。

【委員】

地域図書館を利用しているのですが、地域図書館は蔵書が限られているので、人気本は3週
間ぐらい待たないと手に入らないとかあるので、何とかできないのかなと感じています。あと
は催し物というのがなくて、2階の閲覧室は受験生と高齢者で占有されている状況です。

【委員】

どこの図書館もそうですよね。

【委員】

だから、もう少し本の紹介とか、お話を読んで聞かせるような催しとか、そういうものをし
てもいいのではないのかなとは思ったりしています。

【委員】

読み聞かせは、結構やっていると思いますが。例えば中央図書館とか、結構見に行くという
か、聞きに行ったりした記憶があります。

【委員】

地域館は狭いので、そういうところは無理があるのかなという気もしますけれども。

【委員】

場所によるのかもしれないですね。

【事務局】

実態はどうかを一回情報収集してもいいのかなと思います。

【委員】

それから、待ちが多いのです。人気の本が、1冊か2冊で全部ほかも回しているのです。そこら辺はサービスの面からどうか。

【事務局】

いわゆるベストセラー本は、当然人気は高くなりますよね。そういうものを、何冊用意しておくべきか、財政的な負担もかなりかかりますから、各地域図書館に特色を持たせて、ここの図書館は例えばビジネス図書を専門にやるような図書館、ここの図書館は障害者サービスなど、特色を持たせ蔵書を分けていく。それを区内全域でうまく回していきたい。そういう形で、本は用意できるけれども、どこでも同じものを取るのではなくて経済的にもうまくやっていきたいということだと思います。

【委員】

ではベストセラーは自分で買えと言え、それで終わってしまうのですけれども、では図書館は何なのと。区民のためにある図書館と掲げていますね。

【委員】

求めている図書館は何なのかというところに入ってってしまうのかもしれないです。

図書館の役割、それぞれ求めているものが違うのかもしれないし。

【委員】

そうですね。だから、新宿の図書館はどうあるのかということクリアに区民に伝えればいいのかと思いますけれども。

【事務局】

図書館の方針は、平成20年の「新宿区図書館基本方針」というものがあります。機能や資料収集についても、この中で書いてありまして、蔵書の充実とか、地域図書館ごとの特性とか、そういった大まかなガイドライン、方向性みたいなものはつくっているようです。

地域資料をどのように考えて集めているかというようなお話も前回ありました。地域資料というのは新宿中央図書館で中心になって集めていて、ウェブ上、新宿区の地域資料というホームページ上にはかなり資料があり、これをクリックしていくと、郷土資料から夏目漱石など文化人、文学者の情報と、最終的にはその本がどこの図書館にあって、予約を入れられるというところまでたどり着くようなものが構築されています。

図書館に実際にそのコーナーがありますかと聞きましたところ、地域資料の部屋はありますけれども、例えば夏目漱石コーナーとか、そういった新宿区の文学者コーナーというところの展開まではしていないというようなことでした。

ベストセラーは長期間予約待ち状態になり、複数本を揃えてもなお待ちの状況ですが、それ

を仮に5冊10冊と揃えても、ある時期から借りなくなるので、どの辺までが兼ね合いか、ということだと思います。

【委員】

ですよね。例えば、手に入らないのだったら入らないで、いつ手に入るのかということがわかる状況に今なっているのでしょうか。

【事務局】

一応はどこにあるかはわかります。

【委員】

いつなら借りられるというのは。

【委員】

いや、わかりません。

【委員】

図書館のサービスは、その図書館がどういう形態のサービスができるのかを、明確に来る人に提示した方がいいのではないかなということですね。

【事務局】

この図書館の特色はこんなのですよということですね。

【委員】

そういう意見に変えたいと思います。

【委員】

あと、もう一つは人気のある図書だったら、貸し出す期間を、通常1週間だったら人気のあるものについては3日で返せというようなやり方だって、できる可能性がありますよね。

【委員】

そうですね。また、古い本で、あの本を読もうかなと思って、もうその次にはなくなっている。だから図書館が、こういうことをポイントに、目標にサービスしているというのを、明確に出していただければいいと思います。

【事務局】

そうですね。そういう形で意見を。

【委員】

もっと図書館に来る人たちが楽しんで行ってくるようなスペースも必要だと思うのですが。そういう講座もやってほしいなということです。

【委員】

近所の図書館は、座るところは全然ないです。本当にずっと席が空かない。

【委員】

あれは改善すべき点だと思いますよね。

【委員】

立川の方の図書館は3時間と決めているみたいですね。

【事務局】

限られたスペースをより有効に使うためには、みんなが譲り合って、例えば時間で交代するというような仕組みも検討する必要があるのではないかと、持っていきましようか。

【委員】

そうですね。

【部会長】

では、最後ですね。158番「障害者への図書館サービス」。意見は分かれていなくて、その他の意見があります。

【委員】

近所の地域館は、2階に行くのが階段です。だから、車いすは1階しか入れないのです。そういうハード面はどうかかなと、そういう意味です。

【委員】

建て替えのあるときは多分、法律でやらなければいけないのですよね。きっと。

【委員】

だったら、車いすの人には宅配があるという話なので、そういうのをPRしてもいいのかなと思います。

【事務局】

そうですね。宅配は障害者の方だけではなくて、高齢も含め、対象者を割と幅広くとらえていて、実績もあるようですし、実際、自宅で検索することは可能だとは思っています。ですから、そういうところをわかるようにPRするということでしょうか。

【委員】

これは、そういうサービスがあるということも、もちろんある人は知っているかもしれないけれども、知らない。

【委員】

高齢者とか障害者というのは、ホームページを見ることも難しいかもしれませんね。

【委員】

朗読ってテープか何かにCDか何かにとっても貸し出しもしているのですか。

【事務局】

そうです。音声の貸し出しをしているということです。なければオリジナルにつくる。それが広範な方に利用されると思えば貸し出し用につくるし、前回申し上げましたように問題集や参考書という特別な場合にも対応するような形で対応はしているのですけれども、なかなか情報を得られない場合もあるかもしれません。

ご高齢の方で自宅から余り出ない方が、宅配サービスがあることをご存じでないようなこともあると思いますので、そういう部分ではせっかくこういうサービスをやっているのだから、もっと使ってもらえるようなPRもいいですけれども、啓発、広報活動をやってみるといいのではないかと、そういう形で意見をつけていただいたらどうかと思います。

【委員】

そうですね。

【委員】

やっていることはすごい。朗読を作成しているし、電話1本で本を届けに行きますから、そういうサービスをやっているのですよね。

【委員】

知りたい人に知らせてあげたい。

【委員】

でも、本当に必要な人は、必死で探すでしょうけれども。

【事務局】

ハードの面はどうかというご意見は、どのように入れましょうか。

【部会長】

ハード面の整備の遅れのある館もあるということなので、そういうところは、改善ができるところから改善すべき、改善をご検討いただきたいということですね。

【事務局】

区が定めたユニバーサルデザインに基づいて、障害者のために使いやすい施設になるように適切な対応を、できるところから手をつけていってもらいたいというような言い方でよろしいでしょうか。

【部会長】

というハード系の意見と、宅配サービスなどへの意見があるわけですね。

【事務局】

それを必要な方にしっかり届くように周知をやってくださいという。

【委員】

図書館の入り口あたりに、こういうサービスがありますということをやっていたら、来た人がまたそこで広めてくれると思います。図書館には必ずそういうものがあって、そういうサービスがあるということを掲示してもらいたいのですけれども。

【事務局】

もしかしたら、掲示しているかもしれないですね。

【委員】

そうですね。気がつかないのですよね。張ってあるものが多いですから。

【事務局】

例えば、障害者の方のためのご案内が、ぱっと見てわかる場所に設置するなどというふうに。

【委員】

そうです。いいですね。

【部会長】

では、これでおしまいですかね。経常事業評価取りまとめは、すべて終了です。

何かございますか。全体に。

【事務局】

前回の取りまとめのとき、シニア館と地域交流館のアンケート結果はどんな内容かというご質問があったので、資料を提出してもらい、お配りしています。

内容は、両施設とも同じような感想で、シニア活動館だからボランティア・地域貢献活動的なものを求めてきたということもなく、両方ともそんなに違いがないと思いました。前回、両施設は区別が付きにくいという取りまとめをしましたけれども、それを軌道修正することはないという感じはしました。もし、この後お読みになって、新しい意見があれば、事務局にお伝えいただければと思います。

それから、もう一つ生活実習所、知的障害者の施設の方です。こちらもアンケート結果をもらいました。これはご覧いただければと思います。ここについては定員待ちがあるのかというご質問があったので、確認したのですけれども、この施設は定員が50名で現在51名、定員1名オーバーしています。ただし、区内にこの生活実習所以外の場所でも同じような機能の施設があるので、そういうところで、まだ若干空きがあるので、入りたいのに大変困難を極め、自宅で待機という状況はないそうです。そういう状況をつくらないために、施設をつくるような計画もしているので、困って家庭で抱え込んでいるという状態はないと認識していますということでした。

アンケートは、第三者評価という評価機関がつくった様式で、第三者評価以外のアンケートは、施設を管理している指定管理者がつくったアンケートだということです。

【部会長】

何か、ご質問はありますか。

それでは、これで一応取りまとめはできたということになるのですかね。

【事務局】

そうですね。この後今日のご意見を踏まえて案文を作成し、部会長に前回の分とあわせて確認していただきまして、その後、最終的には23日の全体会で提示して、そこでもう一回意見を言っていただいて集約していくことになるかと思います。

【部会長】

わかりました。個別目標についても取りまとめをするということですね。

【事務局】

はい。

【部会長】

何か、ご質問ありますか。よろしいですか。

【事務局】

計画事業評価でヒアリングの対象事業を選んでいただいたときに、視察をするかしないかというお話をさせていただきました。そのときに皆様から幾つか見てみたい所をいただいています。また、他にこういう施設を見てみたいというのがありましたら、お寄せいただいて、まず

視察をするかどうか決めていただきたいと思います。

【部会長】

視察の希望については、次回の全体会議でまとめるということですか。

【事務局】

30日に全体会で少し時間をとって、部会に分かれて決めていただきまして、あとは日程調整をして後日お知らせをさせていただくことを想定しています。

もう2点ございまして、これで経常事業、計画事業一通り終わりですけれども、すべての外部評価が完了した段階で、会長から報告書を区長に提出いただくということになります。その時間等を設定させていただきたいと思っています。今想定しておりますのが11月19日午前又は午後、21日水曜日の午後、22日木曜日の午前です。この日程のいずれかと区長の日程を確認させていただいた上で日時を決めさせていただきますので、ぜひご出席いただきたいと思います。

最後になりますが、新宿区において、行政評価以外に、独自の評価制度というのを持っているところがあります。例えば、NPO法人の関係ですと、地域文化部がNPOに関する評価制度を別に持っています。同じように教育委員会も教育事業評価という形で、別な仕組みを運用しています。ほぼ同じ事業について別々なところが評価してきたので、それをどうするのか課題が残っていましたが、来年度から一本化し、この外部評価委員会で個々の事業について評価していくということにさせていただきたいと思っています。教育関係なので部会としては2部会になります。評価の手法ですとか評価の項目、それから評価の対象となる事業は変わりません。

【部会長】

わかりました。では、今ので何かご質問はいいですか。

それでは今日はこれで終了します。

<閉会>